

川崎区役所生涯学習支援課社会教育指導員非常勤嘱託員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課に勤務する社会教育指導員非常勤嘱託員(以下「嘱託員」という。)の職務等について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 この要綱において、嘱託員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員をいう。

(職務)

第3条 嘱託員は、社会教育の振興を図るため次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 社会教育事業の企画・実施に関すること。
- (2) 社会教育関係団体の育成に関すること。
- (3) 学習情報の収集・整理・提供に関すること。
- (4) 学習相談に関すること。
- (5) 広報活動に関すること。

(定数)

第4条 嘱託員の定数は、1名とする。

(任用及び任用期間)

第5条 嘱託員は、第3条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者の中から、川崎区役所まちづくり推進部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

(任用条件の明示)

第6条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の条件を明示するものとする。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任期を4回に限り更新することができる。また、更新する場合は、30日以上前にその旨を本人に通知するものとする。ただし、「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱(4川総雇第73号)」の適用を受ける者は、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 市長が特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

(服務)

第8条 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

3 嘱託員は、その信用を傷つけ、又は嘱託員の職の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 嘱託員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、嘱託員の服務については正規職員の例による。

(退職)

第 9 条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第 10 条 嘱託員は、次のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日等)

第 11 条 嘱託員の勤務日は、週に 4 日とし、生涯学習支援課長の指定した日とする。

2 嘱託員の勤務時間は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 嘱託員の休憩時間は、前項の勤務時間の途中に 1 時間置くものとし、その割振りは別に定めるものとする。

(休日)

第 11 条の 2 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 4 週間を通じて 12 日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31

日までの日

(年次有給休暇)

第12条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「年度」という。)の途中で任用された嘱託員については、その年度内において任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第7条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第14条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第15条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第16条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第 1 種報酬の月額、次のとおりとする。

1 週間の勤務日数	報酬月額
4 日	170,000 円

3 第 2 種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第 1 種報酬及び第 2 種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和 22 年川崎市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 1 条第 3 項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第 1 種報酬及び第 2 種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第 1 種報酬)

第 17 条 嘱託員が月の途中において任用された場合の当該月の第 1 種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第 19 条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第 1 種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第 19 条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第 1 種報酬の減額)

第 18 条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得

している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して支給する。

- 2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,353円とする。

(費用弁償)

第20条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市条例第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第21条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

- 2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に通勤しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(社会保険の適用)

第22条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115

号)、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の定めるところによる。

(健康診断)

第 2 3 条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第 2 4 条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他関係法令の定めるところによるもののほか、川崎区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(任用の更新に関する経過措置)

- 1 「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱」の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「4 回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 2 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者	2 回
昭和 2 2 年 4 月 2 日から昭和 2 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	3 回

- 2 「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱」の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「満 6 5 歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 2 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者	満 6 3 歳
昭和 2 2 年 4 月 2 日から昭和 2 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	満 6 4 歳

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 12 条関係)

1 週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
4 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日

別表第 2 (第 12 条関係)

1 週間の 勤務日数	任用月ごとの休暇日数						
	4 月～9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
4 日	7 日	3 日	3 日	2 日	2 日	1 日	1 日

